

# 中核的な地域コミュニティ（長山小学校区） の形成に向けて — 中間報告 —

〔編集・発行〕  
長山地域コミュニティ設立準備会  
会長 信夫 利彦  
(市担当課 市民協働課 コミュニティ推進グループ)

現在、地域における人と人のつながり、そしてそこから生まれる「地域力」が注目されています。

私たちの毎日の生活においては、少子高齢化の進展に伴う課題や、安全・安心な暮らしに関する課題など様々な課題があります。これらの課題の解決に向けては、行政主体の対応だけでは限界があることから、地域に住む私たち住民の力が真に求められています。

長山小学校区においても、自治会をはじめ、民生委員児童委員、防犯連絡会議、長寿会、小中学校PTA、コミュニティセンター活動推進協議会など、様々な団体が地域活動に取り組んできましたが、これらの団体が横の連携を取りながら、協力して活動する機会は多くはなかったと思われる。

現在、龍ケ崎市は、市内13のコミュニティセンターを活動の拠点とする中核的な地域コミュニティの形成を主要施策の一つに位置づけており、自治会を中心に地域活動を行う各種団体が、地域における情報や課題を共有化しながら、連携協力できる組織づくりを目指しています。

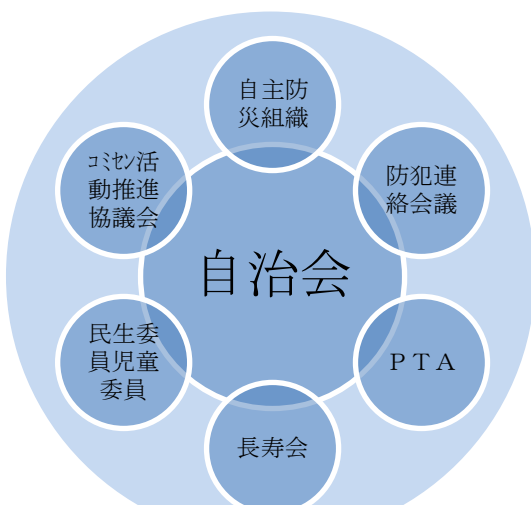
私たち長山小学校区では、地域コミュニティの設立について具体的検討を進めるための「長山地域コミュニティ設立準備会」を設置し、平成25年度中の立ち上げを目指して、現在協議を進めています。

## ○長山地域コミュニティ協議会（仮称）とは？

自治会をはじめとし、長山小学校区で地域活動を行う各種団体（民生委員児童委員、防犯連絡会議、長寿会、小中学校PTA、コミュニティセンター活動推進協議会など）が集まり、情報を交換し、連携協力しながら地域課題の解決の取り組みを進める組織です。

「防犯・防災」「健康・福祉」「文教・体育」「住民自治組織活動」「広報」の5つの委員会を設け、活動を行うことを検討中です。事務局は長山コミュニティセンターとなる予定です。（下記の組織図（案）をご覧ください）

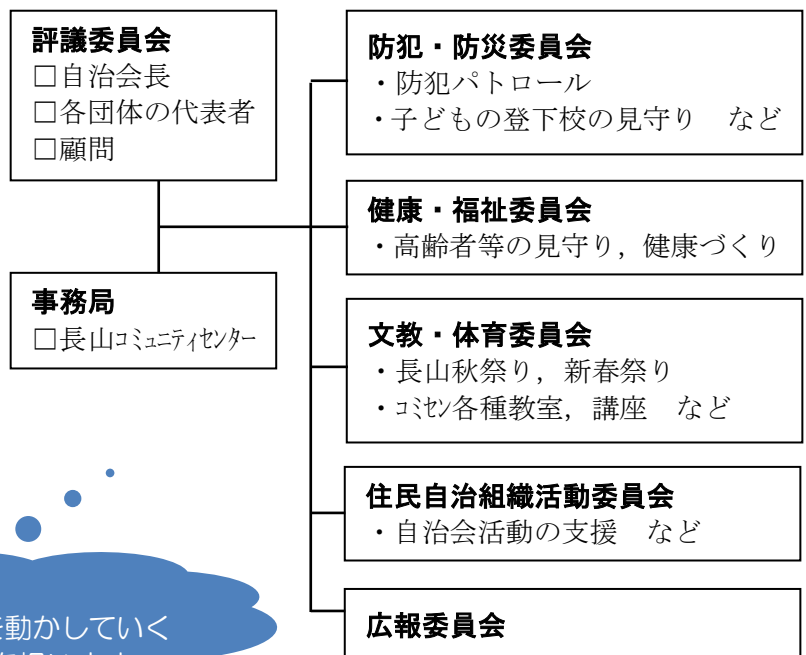
【イメージ図】



〔長山地域コミュニティ協議会（仮称）〕

自治会との関係は？  
自治会は地域コミュニティ協議会を動かしていく軸であり、重要かつ中心的な役割を担います。

【組織図（案）】



今まで地域で行われていたそれぞれの活動を全て長山地域コミュニティ協議会（仮称）が担うわけではありません。団体や個人の活動は、基本的にそのまま活動を続けていただきます。しかし、別々の団体が同じような活動をしていることも多くあります。このような活動の中から、他の団体と一緒にできる活動を見つけて、一緒に活動すれば、

- ・手間もお金も今までより少なくなるかも！
- ・ひとつの活動を協働でやりとげることで、一体感が生まれるかも！

しれません。長山地域コミュニティ協議会（仮称）では、自治会単位で行った方がよい活動は、これまで同様各自治会で活動を続けていき、小学校区単位で活動した方がよい場合は、小学校区単位で取り組んでいく地域活動の仕組みづくりを進めてまいります。

**Q. 長山地域コミュニティ協議会（仮称）の立ち上げに伴い、来年度（平成25年度）の地域活動はどのように行われるのですか？**

A. 長山地域コミュニティ協議会（仮称）が立ち上がった場合、

- ①各自治会および長山地区自治会連合会の活動は、継続します。
- ②コミュニティセンター活動推進協議会の活動は、長山地域コミュニティ協議会（仮称）の活動に引き継がれます。なお、コミュニティセンター活動推進協議会は、呼び名が紛らわしくなる事を考慮し、組織設立と同時に名称が変更（案:文教・体育委員会）となる予定です。

平成25年度以降、長山地域コミュニティ協議会（仮称）は、皆様のご意見を伺いながら、地域の「安全・安心」、「支え合い」、「住民同士の交流」などの活動を行い、「自慢できるまちづくり」を目指し、組織をより良いものにするための検討を重ねていきます。

**Q. 協働のまちづくりって何ですか？**

A. 協働のまちづくりとは、私たち市民と行政が目的を共有し、お互いの信頼のもとに連携・協力しながら、ともにまちづくりに取り組んでいくことを言います。

【協働のイメージ図】

	① 市民が主体的かつ自律的に活動する範囲	② 市民が主導し、行政が支援する範囲	③ 市民と行政が協働で立案・実行する範囲	④ 行政が主導し、市民参加により実行する範囲	⑤ 行政が執行者として責任を持つ範囲	
市民の分野			← [協働の範囲] →			行政の分野
	※この範囲では自治会が大きな役割を果たしています。					
ごみ処理に例えると…	・ごみ出し〔各家庭で実施〕	・ごみ集積所の管理〔自治会が設置・管理・掃除する。市が設置場所を確認〕	・ごみの資源化、減量化〔市が啓発し、各家庭が実施〕	・ごみ減量意見交換会〔市が開催し、住民が参加〕	・集積所からのごみの収集・運搬及び処分〔市が実施〕	